

健康福祉センターで実施する乳幼児健康診査について

1. 概要

区における乳幼児健康診査のうち、健康福祉センターが全数を対象に直営で実施している 4 か月児健康診査、1 歳 6 か月児歯科健康診査、3 歳児健康診査について説明する。

(1) 法的根拠

母子保健法第 12 条及び第 13 条の規定により、区市町村が義務として実施する健康診査(1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査)と、任意に実施する健康診査(4 か月児健康診査等)がある。

東京都板橋区乳幼児健康診査実施要綱に基づき運用している。

(2) 目的

- ①疾患や障がいの早期発見と、進行の未然防止や適正治療への連携
- ②虐待の発見と未然防止
- ③発達障がいの早期発見と保健指導
- ④親のメンタルヘルスへの支援や子育て支援等

(3) 周知方法

4 か月児健康診査は 2 か月に達する月の末日まで、1 歳 6 か月児健康診査は 1 歳 5 か月に達する月の末日まで、3 歳児健康診査は 2 歳 11 か月に達する月の末日までに、日時と場所を指定した案内通知を個別発送

(4) 実施方式

- ①集団方式：対象児とその保護者が指定された日時・会場に来所し、健康診査を受ける。
- ②日時及び会場は事前に指定をするが、保護者の都合により変更も可能。
時間帯は基本午後であるが、令和 7 年度、板橋・赤塚・志村健康福祉センターにおける 1 歳 6 か月児歯科健診の一部を午前に実施している(年間 12 回)。
- ③会場は 5 か所の健康福祉センター

(5) 健康診査の流れ (例：板橋健康福祉センターの場合)

- ①来所者の動き(3 歳児健康診査の場合)
受付 ⇒ 視覚検査(SVS 検査) ⇒ 再検査(必要な方)(絵指標・聴覚) ⇒ 尿検査 ⇒ 問診
⇒ 計測(身長・体重) ⇒ 歯科健診 ⇒ 小児科健診 ⇒ 個別相談(必要な方)(保健師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員)
- ②職員の流れ
事前ミーティング ⇒ 「来所者の動き」参照 ⇒ 事後ミーティング ⇒ 来所フォロー

（６）各乳幼児健康診査の実施状況 （令和５年度）（健康福祉センター合計）

	対象者	実施回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)
４か月児 健康診査	生後３か月から６か月になる 前日の児とその保護者	156	3,500	3,326	95.0	1,507
１歳６か月児 歯科健康診査	１歳６か月から２歳になる 前日までの児とその保護者	105	3,571	3,377	94.6	493 歯科所見（延）
３歳児 健康診査	３歳から４歳になる前日ま での児とその保護者	102	3,565	3,405	95.5	1,690

２．３歳児健康診査の視覚検査

健康福祉センターの３歳児健康診査で実施する検査項目のひとつに、「視覚検査」がある。視覚検査は、①家庭で行う「絵指標」による視力検査と、②３歳児健康診査来所時に行う「SVS」（※１）による屈折検査により実施している。

※１ スポットビジョンスクリーナーのこと。屈折（遠視・近視・乱視・屈折の左右差）と眼位（斜視等）を測定する機器

（１）検査目的

【弱視の予防】

目の機能はモノを正しくみることによる脳への視覚刺激によって発達をする。視覚刺激に対する感受性は生後１か月から上昇し、１歳半ごろにピークを迎え、その後徐々に減衰して、８歳ごろまでに消失する。この感受性の高い時期（感受性期）に目に何らかの異常があると視機能の発達が妨げられてしまい、眼鏡等をかけても十分に視力が出ない状態となってしまう。理解力や言葉が発達してきた３歳で異常を早期発見し、早期に適切な治療・訓練をすることで、視力を発達させ、弱視を防止する。

（２）実施方法

- ①家庭で絵指標による視力検査をしてもらう。
- ②健診当日、家庭検査の結果を確認し、必要時再検査を行う。
- ③SVS 検査を実施する。
- ④絵指標検査または SVS 検査に所見があった場合は、眼科受診用の精密健康診査受診票（または紹介状）を発行する。
- ⑤１か月以内に、指定した医療機関（眼科）を受診してもらう。

（３）視覚検査実施状況 （令和５年度）（健康福祉センター合計）

視覚検査実施者数	精密健診票発行者数	受診の結果 「弱視」と診断	弱視発見率
3,405 人	439 人	60 人	1.8%